

1-8 既存住宅省エネルギー改修促進事業

事業目的

現在、既存住宅の約95%は十分な断熱対策が行われていないため、冷暖房時には多大なエネルギーを消費しています。そこで、住宅の断熱改修を行うことで、家庭での省エネルギー化と二酸化炭素排出抑制を促進します。

事業内容

県内の既築住宅に、平成11年省エネルギー基準(事前申請により、基準に適合するかを審査)を満たす断熱改修を行う所有者に対して経費の一部を支援します。

【平成28年度事業費】 35,242千円

【平成28年度事業量】 約250件

【補助率】 改修に要する経費の1/10以内

【補助の上限額】

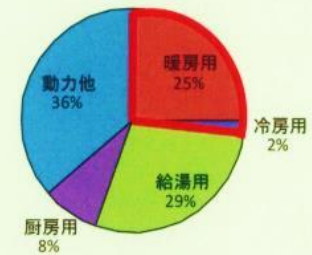
- ① 窓等開口部の改修の場合 10万円/件
- ② 屋根・天井、壁、床のいずれかの改修を行う場合 25万円/件
- ③ ①と②を同時に行う場合 35万円/年

【実施主体】 宮城県

事業効果

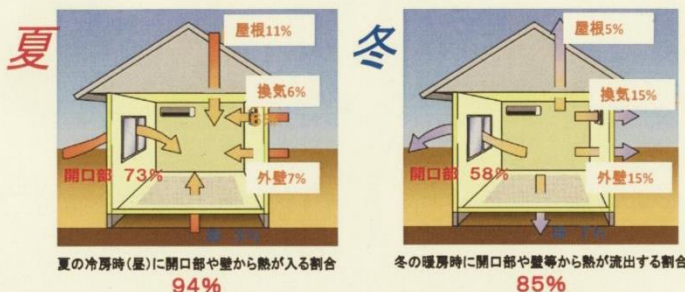
CO2削減効果	315t-CO2
その他	—

住宅におけるエネルギー消費の内訳



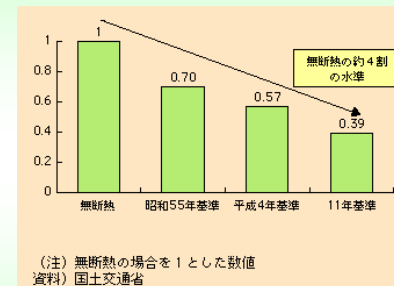
(一財)日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧。」推計

現状



断熱が不十分な住宅では、窓や外壁などからの熱の出入りが多く、エネルギーの無駄が生じています。

税導入後のイメージ



住宅の断熱改修を行うことで、冷暖房で使うエネルギーを減らすことができ、二酸化炭素の削減につながります。